独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

名 御 璽

御

平成三十一年四月二十六日

国務大臣 菅 :

義偉

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)の一部を次の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の規定を開送所見第二項において準用する場合「東及び第十七条第一項から第三項まで(これらの規定を同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 政令第百六十一号

ように改正する。

報

3

官

第三条第一項第二号中「三千七百七十万円」を「四千万円」に、「八十二万円」を「八十八万円」に、「第三条第一項第二号中「三千七百七十万円」を「四十一万円」に、「八十二万円」を「八十八万円」に、第九条中「第十七条第三項」とあるのは「附則第八条中「五月三十一日」を「二千百五十円」に改める。第八条中「二十五円」を「十五円」に改める。第八条中「二十五円」を「十五円」に改める。第八条中「二十五円」を「十五円」に改める。第八条中「二十五円」を「十五円」に改める。第二条第一項第二号中「千八百八十円」を「千五円」に改める。

と、「同月三十一日」とあるのは「同月三十一日(特定保育所等にあっては、その経営を開始した日のるものに限る。以下この条において「特定保育所等」という。)にあっては、その経営を開始する日)」 該保育所等の設置者が当該保育所等の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結す 属する月の翌月の末日)」と」を加え、同条第四項中 月一日」とあるのは「五月一日(同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する保育所等(当 附 則 「第四号」 の下に「並びに第九条」を加える。

に係る死亡見舞金について適用し、同日前に生じた障害に係る障害見舞金及び同日前に死亡した者を含む。)は、平成三十一年四月一日以後に生じた障害に係る障害見舞金及び同日以後に死亡した者 第三条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限り、新令附則第五条第三項において準用する場合・この政令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(以下「新令」という。)(経過措置) に係る死亡見舞金については、なお従前の例による。 新令第七条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第八条(新令附則第五条第三項にお

2

1

(施行期日)

公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣

年度までの共済掛金の額については、なお従前の例による。した場合に共済掛金の額に加える額を含む。以下この項において同じ。)について適用し、平成三十準用する場合を含む。)の規定は、平成三十一年度以後の年度に係る共済掛金の額(免責の特約を付 文部科学大臣 柴山財務大臣臨時代理

報

〇文部科学省令第二十号

スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。第二号及び附則第五条第三項において準用する同令第六条第二号の規定に基づき、 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 (平成十五年政令第三百六十九号) 独立行政法人日 第三条第一

平成三十一年四月二十六日

文部科学大臣

柴山

昌彦

本項

の

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成十五年文部科学省令第五十一号) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

部を次のように改正する。 附則第七条に後段として次のように加える。

別表金額の欄中「三七、七〇〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇、〇〇経営を開始した日の属する月の翌月の末日)」と読み替えるものとする。 する令第六条第二号」と、「五月三十一日」とあるのは「五月三十この場合において、第二十七条中「第六条第二号」とあるのは の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。)にあっては、 日までの間に経営を開始する法附則第八条第一項各号に掲げる施設 るものに限る。)にあっては、その設(当該施設の設置者が当該施設一日(同月二日から当該年度の末一日(同月二日から当該年度の末) 一日(同月二日か「附則第五条第三

附門〇 〇、〇〇〇円] に、「五、五〇〇、〇〇〇円] を 「五、九〇〇、〇〇〇円] に、「四、 を「四、三〇〇、〇〇〇円」に、「二、九〇〇、 ○○○円] を「二、二五○、○○○円] に、「一、四○○、○○○円] を「一、「四、三○○、○○○円] に、「二、九○○、○○○円] を「三、一○○、○○○ を「一、五〇〇、〇〇〇円」に、「二、 〇〇〇円」に、「二、

に、「八二〇、

000円

を

八八八〇、

○○○円」に改める。

2 1 る障害見舞金については、成三十一年四月一日以後に 成三十一年四月一日以後に生じた障害に係る障害見舞金について適用し、同日前に生じた障害に係(この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令別表の規定は、平 この省令は、 公布の日から施行する。 なお従前の例による。

官

第二号中「九百二十円」を

「千七十五円」に改める。

に改める。

○文部科学省告示第七十八号

成 第二十七条の規定に基づき、沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百六号) 二十九年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示を次のように定める。 平成三十一年四月二十六日 沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十九年度以後の共 文部科学大臣 柴山 昌彦

金の額を定める等の件(平成十七年文部科学省告示第五十六号)の一部を次のように改正する。 題名中 沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十九年度以後の共済掛 前文中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年四月一日」 「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に改める。

済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示

この告示は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。 第三号中「九百四十円」を 「九百六十五円」に改める。